



平成 28 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 エリアリンク株式会社
代表者名 代表取締役社長 林 尚道
(コード：8914)
問合せ先 取締役管理本部長兼総務部長 大滝 保晃
(TEL 03-5577-9222)

定款一部変更並びに取締役、監査役および補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更並びに取締役 7 名、監査役 1 名および補欠監査役 1 名の選任に関する各議案を平成 28 年 3 月 24 日に開催する第 21 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 定款一部変更

1) 変更の理由

- ①現行定款第 6 条（発行可能株式総数）の変更は、株式併合に伴うものであります。なお、本定款変更は、株式併合に係る議案の承認可決および株式併合の効力発生を条件として、株式併合の効力発生日（平成 28 年 7 月 1 日）に効力が生じるものとします。
- ②単元株制度を採用することから、単元未満株式の売渡請求に関する制度を導入すべく、変更案第 8 条（単元未満株主の売渡請求）および第 9 条（単元未満株式についての権利）第 4 項を新設するものであります。
- ③取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条（社外取締役の責任免除）および第 38 条（社外監査役の責任免除）の規定を一部変更するものであります。
- ④上記のほか、規定の新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

2) 変更の内容

変更内容は、別紙定款一部変更案のとおりであります。

3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 24 日（予定）

定款変更の効力発生日

- ・第 6 条（発行可能株式総数） 平成 28 年 7 月 1 日（予定）
- ・上記以外 平成 28 年 3 月 24 日（予定）

2. 取締役の選任（平成 28 年 3 月 24 日付）

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（7 名）は任期満了となります。そこで、以下のとおり取締役 7 名の選任を付議することを決議いたしました。

1) 取締役候補者

| 氏名 | 新役職名 | 新任・重任 |
|-------|-------------|-------|
| 林 尚道 | 代表取締役社長 | 重任 |
| 栗野 和城 | 取締役 | 重任 |
| 大滝 保晃 | 取締役 | 重任 |
| 若杉 昌平 | 取締役 | 重任 |
| 鈴木 貴佳 | 取締役 | 新任 |
| 小林 節 | 取締役 (社外取締役) | 重任 |
| 古山 和宏 | 取締役 (社外取締役) | 重任 |

(注)

・小林節、古山和宏の両氏は社外取締役候補者であります。また、小林節、古山和宏の両氏は(株)東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしておりますので、本定時株主総会にて選任された場合には独立役員としての届出を行う予定です。

・各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2) 新任取締役候補者の略歴

| 氏名 (生年月日) | 略歴 | 所有する 当社株式 の数 |
|--|---|--------------------|
| すずき よしか 鈴木 貴佳 (昭和 61 年 5 月 23 日) | 平成 23 年 4 月 当社入社 平成 26 年 2 月 当社営業本部ストレージ部課長 平成 26 年 8 月 当社ストレージ出店本部東京オフィス長 平成 27 年 2 月 当社執行役員東京オフィス長 平成 27 年 8 月 当社執行役員東京オフィス長兼 千葉オフィス長 (現任) | 一株 |

3. 監査役の選任 (平成 28 年 3 月 24 日付)

監査役田村宏次氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、以下のとおり監査役 1 名の選任を付議することを決議いたしました。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者

| 氏名 | 新役職名 | 新任・重任 |
|-------|-------------|-------|
| 田村 宏次 | 監査役 (社外監査役) | 重任 |

(注)

- ・田村宏次氏は社外監査役候補者であります。
- ・候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

4. 補欠監査役の選任（平成 28 年 3 月 24 日付）

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、以下のとおり、予め補欠監査役 1 名の選任を付議することを決議いたしました。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者

| 氏 名 | 新役職名 | 新任・重任 |
|-------|-------|-------|
| 春日 秀文 | 補欠監査役 | 重任 |

以 上

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 5 条 (条文省略)</p> | <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 5 条 (現行どおり)</p> |
| <p>第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>357,600,000</u> 株とする。</p> <p>第 7 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 8 条</p> <p>当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(新設)</p> <p>第 9 条～第 12 条 (条文省略)</p> | <p>第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>35,760,000</u> 株とする。</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p><u>(单元未満株主の売渡請求)</u></p> <p>第 8 条</p> <p><u>当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を自己に売渡すことを当社に請求することができる。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条</p> <p>当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. <u>前条に規定する单元未満株式の買増しを請求する権利</u> <p>第 10 条～第 13 条 (条数繰り下げ)</p> |
| <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条 (条文省略)</p> | <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 14 条～第 19 条 (条数繰り下げ)</p> |
| <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条～第 28 条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> | <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 20 条～第 29 条 (条数繰り下げ)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>非業務執行取締役との間に</u>、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第5章 監査役及び監査役会 第30条～第37条（条文省略） （<u>社外</u>監査役の責任免除） 第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> | <p>第5章 監査役及び監査役会 第31条～第38条（条数繰り下げ） （監査役の責任免除） 第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> |
| <p>第6章 会計監査人 第39条～第42条（条文省略）</p> | <p>第6章 会計監査人 第40条～第43条（条数繰り下げ）</p> |
| <p>第7章 計算 第43条～第46条（条文省略）</p> | <p>第7章 計算 第44条～第47条（条数繰り下げ）</p> |